

第三回 参議院人事・労働連合委員会會議録第二号

昭和二十三年十一月十二日(金曜日)午後二時一分開会

本日の會議に付した事件

○國家公務員法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(中井光次君) 只今より連合委員会を開会いたします。昨日は一般の説明がございました、質疑の途中で散会をいたしました。今日は浅井人事委員長も御出席になりましたから、尙御質疑の点がありますれば、逐條の説明に入る前に続行して頂いたらどうかと思ひます。

○山田節男君 昨日山下委員に答弁をお願いしたのでありますが、結局具体的な返答がなくて済んだような感じがいたしますので、幸い浅井委員長がおいでになつてゐるので、昨日山下委員にお願ひした質問を繰返して浅井委員長に答弁を求めます。昨日山下委員に申上げた私の質問の要旨は、これは十月二十七日付の朝日新聞であります、アメリカの陸軍省、國務省、労働省三省で、今度マッカーサー書簡に基づく政令と國家公務員法の改正によつて、官公廳従業員の團體交渉権を認めない、禁止する。これは余りに嚴格じやないかというやうなことで、緩和するやうな意思があるやに新聞が傳えております。尙又極東委員会、更に對日理事會においても、新聞に報道されたやうに、この公務員法の改正の根拠となつたマッカーサー書簡の要旨について、ソ連、英國、その他から具體的な

意見が發表されてゐるのであります。ソ連はもとよりのこと、イギリスの代表からも官公廳従業員の爭議、團體交渉権を奪うといふことは、余りに苛酷だといふやうな意見もあつたのであります。その後この種のニュースは日本に入つておりません。G・H・Qの公務員課のフーバー氏もまだ歸つておいでになりません。これは解釈を各々異にするという立場から言へば、当然この公務員法の改正法案がこの際審議せられましても、いろ／＼な意見が出て來ると思ひます。臨時人事委員会としては、この間の情勢、先程申上げた極東委員会、對日理事會並びにアメリカの政府關係当局においてさういふやうな緩和するといふやうな情報を取沙汰されたに比べて、今回の法律案を出すに當つてどの程度のこれに對して意見を持つておられるか、この点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 誠に重要な御尤もなお尋ねと拜聴いたしましたのでございますが、只今のところ、人事委員会といたしましては、只今お示しになりました材料以外のものは何も持つていない状況でございます。事柄が重要でございますので、各方面と緊密の連絡をとつておりますけれども、今日までのところ、その点に關しまして、何ら当初の考えと異なつた考えに進むと、さういふやうな決心をいたすところまでは只今の情勢では參つておられない状態でございますので、何とぞ

そのやうに御了承をお願いしたいと思ひます。

○大山安君 只今人事委員長の申されるのには、労働委員長に質問に對しては、何れも考へていないといふことを申されましたが、この國家公務員法案は國情に對して正當なものであるから考へていないといふ御意見であるか、又或いは放漫的に無關心の下に何れも考へていないといふ御意見でありますか、どちらですか。

○政府委員(浅井清君) お答えを申し上げますが、只今労働委員長からお尋ねを賜りました問題は、まだ外國電報を新聞等において見ます程度以上に何物も私の方へは到着いたしていません。階でございまして、これに對してこの國會におきまして当方の意見を申し上げるやうな段階には達していません、こゝういふ意味でございまして。

○大山安君 そうしますと、正しいものでないか、あるかといふことはまだ判定しないのですか。

○政府委員(浅井清君) 何分にも國際的にも重要な問題でございしますもので、或る一つのことを仮定いたしましたして、我々の考をこの席上で申述べるには少しく早いのではないかと、さういふふうに考へておる次第でございします。

○大山安君 正しからざるものを國家の法律とするといふ氣持で人事院として責任がとれるものであるかどうか。私は國家の法律として國民に重大なる影響のあるものを徒らに提案されて、それでこれを採択して貰へば、これを

立法提案して差支ないと言ふかも知れませんが、何らの根拠のないところを政府として提案するといふことは納得の行かないところでありまして、その根拠を正しいと思ふか。ただ徒らに提案をしたのみであると言ふか。最も國民に影響を及ぼす死活問題、よく本會議でも言いましたが、基本的人權の尊重との關係を慎重に御答弁を願ひたい。

○政府委員(浅井清君) ちよつと途中で二つの考が一緒になつておるやうでございしますが、この議案をこに出しましたのは、私共といたしましては、確乎たる考の下にいたしましたので、只今労働委員長からお示しの件は、その後起りました情勢によつてこれを要する意思があるかどうかといふやうなお考の御意見のやうでございしましたが、その方はまだ私共の考が決つておらないと、さう申上げたのでございまして、これを御一緒になさいますと、どうも私共といたしましては甚だ迷惑に存する次第でございします。

○山田節男君 この改正法案を臨事人事委員会が作つたといふことは、この改正法案が即ち官公廳の事業に對しては、憲法第二十八條の基本的人權に制限を加へることは憲法違反ではないといふ根拠に立つて私は作成されたものだと思ふのであります。一昨日浅井人事委員長からも一議員からの連署問題に關する質問に對して簡單ではあるけれども御答弁がありました。尙委員會において詳細に説明する……。これ

は本法律案の審議に當りましての根本問題であります。でありますから、この点は特につきりと人事委員會の見解をここに與して置かれたい。少くとも憲法上……。それからいふゆるこれは社會政策上のものであるとすれば、社會政策の見地から、さういふ疑わしい問題を不明朗のまま審査をするといふことは非常に私共としては不安でありますから、一應政府として違憲でない、憲法違反でないといふことを明快な一つの論拠を示して頂きたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) これも亦誠に重要な適切な御質疑と拜聴いたしました。この國家公務員法に對しまして、若干の憲法違反の問題が起つておるのでございしますが、これにつきましては、この委員會でその箇條に參りますときに逐次御説明を申し上げ、重ねて御質疑にも應じたいと心得ておりますが、只今労働委員長の仰せになりました憲法第二十八條の基本的人權の問題に關しましてお話をいたしましたから、私共の見解を申述べさせていただきます。御承知のごとく、憲法第二十八條は勤労者の團結権及び團體行動権を認めました條文でございまして、誠に尊重すべき基本的人權に關する規定であることは申すまでもない次第でございします。併しながら一方憲法は第十三條において基本的人權が公共の福祉の枠の中において成立する旨を規定してあるのをごいします。この十三條も亦基本的人權の見解の定めたものとい

しまして、重大な規定であると私共は考えております。即ちこれは人間の共同生活に対する責任を規定したものでございまして、基本的人権と、この共同生活に対する責任の規定とは恰かも車の両輪のごとく、そのいずれを欠きましても人間の共同生活はうまく行かないものと考えておる次第でございませう。そこで憲法二十八條をやはり十三條の枠の中においてのみ基本的人権として成立したすべきものと考えておりますからして、例えば今度の國家公務員法案におきまして、九十八條において勤労者の團結権及び団体行動権等につきまして、若干の制限を加へましたことは、憲法違反ではないと、私共はかように考えておる次第でございませう。勿論これは我々提案者の意見を御参考までに申し上げた次第でございまして、このような規定を設けるがよいか悪いかはもとより國會において御決定になるべき筋台のものとしておる次第でございませう。

○山田節男君 今の浅井人事委員長の御答えですが、憲法の二十八條の規定は、條文は十三條によつて拘束を受け、制約される、こういう見解であります。私が、私のお尋ねするのは、これは一つの憲法の法理論であつて、憲法の精神解釈とはこれは別個の関係であります。私の申し上げるは、このポツダム政令第二百一十一号が発せられたその根拠であるところの昭和二十年の勅令五百四十二号、この法律勅令、これがいわゆるこれに基いて発せられたものであります。即ちこのポツダム政令は、このポツダム宣言受託に伴うて日本が処理しなくちやならん事項に關してのあらゆる権能を與えるというものであつたというふうには私は了解しておりましたが、その点私は人事委員長に重ねて一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 只今の御尋ねは、憲法違反かどうかという御尋ねでございませうから、憲法に基礎を置いてお答えをいたすよりほかに次第と考へておる次第でございませう。

○山田節男君 今の昭和二十年の勅令五百四十二号、これに基いていわれるポツダム政令の二百一十一号、これが合法的であるか、或いは憲法に合つてゐるかどうか、この見解を一つ。

○政府委員(浅井清君) お答えをいたす前にちよつとお断りしたいと思ひます。この勅令二百一十一号の關係は臨時人事委員会の所管事項でございませう。あれは應急措置といたしまして、内閣の所管としてなされたものでございませうから、これに対する見解を人事委員会から申しますのは如何かと存じます。結局この勅令が憲法違反であるかどうかということ、は、我々としてしましては最高裁判所の判決によつて服するよりいたし方ないと思ひます。この点に關しましては、すでに六月中に最高裁判所におきまして、違憲にあらずという判決があつたように記憶いたしておる次第でございませう。

○羽仁五郎君 さつきから山田労働委員長が質問されておる点に對する浅井委員長のお答えは、我々が伺つておりますと、問題の本質と、それから問題の技術的な面とを混同しておられるように思ふのですが、この國家公務員法の改正の問題が、政令二百一十一号のそれと人事委員会と違ふかも知れない。違

うかも知れませんが、併し要するに問題の要点を我々は國民の前に明らかにしなければならぬのであつて、その要点、即ち國家公務員が一律にその基本的人権を制限されるということが、これが國際的に問題になつておるといふことは電報を別に受取られなくても御承知だろと思ひます。これは日本の新聞にも出ておつたことであります。それがどういふ筋台のものでありますにせよ、國際的な輿論の一部分にこれが重大な問題となつておること、これはまさか確實な知識がないとおつしやらないでしよう。従つてそういう知識があらひなる以上、それについては御研究はすでになつておるに違ひない。これについての御研究がなされて、これは無責任と言はざるを得ない。だからその点を山田労働委員長はお聞きになつておるのだらうと思ふので、確實な電報を受取つていないとかいふふうには拜聴したが、あれは聞き誤りであらうと思ふのですが、その点をほつきり伺つて置きたい。ただ單に外國においてのみでなしに、七月二十八日ですか東京における対日理事會においても例えは英連邦のパトリック・シヨウ氏が團體交渉権をも否認するといふことは納得できない。又現業、非現業の區別といふものもやはり一つと重要な考慮に値する。又この労働立法の歴史の上にもいろいろな参考になることがあるんじゃないかと思ふから、そういう点を研究して貰いた

いという意見を述べておられるのです。我々としてはやはり國際的なそういう有力なる見解というもののに對して、やはり十分研究し、これに對して解決を持つてそして改正に臨むべきものだと思ひます。そういう点について山田委員長の質問の御趣意に對するはつきりした御意見を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(浅井清君) 問題が憲法違反論から始つたものでございませうからして、ややもすれば冷たい法理のお答えになりまして、誠に恐縮に存する次第でございませう。

只今本質論と仰せになりましたが、誠に我々もその点は御同感に存する次第でございまして、國民的基本的人権といふようなものを拘束いたしますことは、これを必要な最小限度に止むべきものだといふ考え方においては、誠に御同感の至りに存する次第でございませう。従つて只今の政令二百一十一号のときもできるだけ速かにこれを廃止いたすべきものと考へております。現にこの改正案におきましては、これを廃止する規定が入つておるといふことも御承知を願ひたいと思ひます。

○原虎一君 本案の審議に對して政府側から昨日、参議院は十六日まで審議を終了して通過するように要望して参つたといふこと、それは参議院の議院運営委員会に申入れがあつたことは事實であります。して見ますれば、昨日日本委員会では本案審議に對して公聴會を開くや否やといふ問題の意見が交換されておるのであります。政府が十六日までこれを審議して呉れたいという要望をしたその眞意を伺わすして、ただ私は條文であるとか、人事委員長の見解程度を今日論議をしておつたんでは間に合はないと思ふのです。政府

責任者が、政府の總理が出席されて、そうしてその眞意が奈辺にあるかといふことを、我々に明瞭にして頂く必要があると思ひます。私は總理の出席をされるように委員長から要望をされるようお願いいたします。そうなくしては公聴會を開く開かないといふ問題までは議論されたい。公聴會を開くとするならば、本日も中にも決するようになければ、会期の關係もありましてできないといふような事情にある。でありますから、その点を私は浅井人事委員長にもお伺ひしますし、本委員会の委員長として中井人事委員長はどういふお考えでありますか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○委員長(中井光次君) 只今原委員から御発言がございましたが、今日の議事の予定をいたしましたのは、昨日に引續いて質問を続行し、尙皆様の御意見に從つて逐條の審議に入ることにいたしました。と存じておつた次第でございませうが、根本の審議の期間を制限されるというふうなことにございましては、昨日官房長官からも御発言がありました。が、未だその点について疑義があるものであります。故にその点を審議の進行中におきまして明瞭にいたして、或いは公聴會をやる、その他のことにつきまして進んで行きたいと、かように考へておつたやうなわけでありませう。で、原委員の仰せの通り、總理大臣よりこの点を明確にして頂くことは極めて必要と存じますから、私からその旨を申入れます。尙浅井人事委員長において、この間の審議の経緯の問題についての政府委員としての御見解があれば、或いは御存じの点があれば御開陳を願ひたいと存じます。

責任者が、政府の總理が出席されて、そうしてその眞意が奈辺にあるかといふことを、我々に明瞭にして頂く必要があると思ひます。私は總理の出席をされるように委員長から要望をされるようお願いいたします。そうなくしては公聴會を開く開かないといふ問題までは議論されたい。公聴會を開くとするならば、本日も中にも決するようになければ、会期の關係もありましてできないといふような事情にある。でありますから、その点を私は浅井人事委員長にもお伺ひしますし、本委員会の委員長として中井人事委員長はどういふお考えでありますか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 期限を切つての申入れということに關しましては、内閣の申入れでございまして、臨時人事委員会といたしましては全然関知をいたしておらない次第でございまして、尙公聴会その他のことに關しまして、これは議院運営の問題でございまして、我々からこれに対して何ら申上げるべき資格のない問題でございまして、これは議院の方でお決めに相成るべきことと存する次第でございまして。

○門屋盛一君 今の原委員の要望に關連するのですが、私は原委員とは異つた解釈をしております。それは昨日運営委員会におきまして、亦こちらにも見えておつたようであります。政府の方から十六日まで上げて貰いたいという申入れは確かにあつたのであります。がその十六日までには上げなければならぬというこの説明を、秘密会でもいからやつて貰いたいということを運営委員会でも要求したにも拘わらず、ただ諸般の情勢という言葉以外には何物もない。そこで原委員のおつしやるように、形式的に言えば総理大臣にここに來て貰つて確固たるところを質すということになるのですが、第三国会開始以來の総理大臣の御答弁の状況なり、又ほかの閣僚の方の態度なりを見ましても、恐らくそれによつてこの委員会の運営をどう持つて行くというふうなことを確かめるというふうな御答弁なり、御説明なりはないと思ひます。そこで私は國會は國會、即ち参議院は参議院の立場において、政府の要望は十六日であらうと、二十日であらうと、そういうことには構はない、そも／＼運営委員会におきましてこの公務員法を主体としたところの

第三国会の会期を決めます折に、政府は十日間でやつて呉れという申入れがあつたのであります。が、そのときすでにこの重要法案は十日では審議し得ないという見解の下に、三週間の会期を予定して十一月三十日までの会期を議院自体が取つておるのであります。それでこれ以上政府に質す必要はない。参議院は参議院、この委員会は委員会として独自の立場で、最も國民の納得し得るような審議をして、而もこの会期中には纏まりを付けなければならぬ。こういう解釈で当委員会は進むのが本當ではないかという点が私の考え方の一つであります。

それから淺井委員長に対して質しておきたいことは、このマツカーサー書簡を見ましても、この法案と絶対不可分のものに我々解釈しておりますところの給與の問題であります。この給與の問題は別個に出されることは御自由であります。が、この法案の審議期間中に如何なる給與をあてがひ、如何なるこの官公労の安定策を講じてこの法案を通過させるかというところは、我々良心的の審議をする上において大切なことなものであります。この今審議しかつておる法案を見ましても、又一昨日委員長の御答弁の中にもありましたように、人事委員会はこの給與水準を決めて内閣に提出するだけであつて、あとは責任がないというふうな御答弁のように伺つたのであります。が、予算を提出する責任はなくても、この法案と絶対不可分であるところの給與の問題に対して、これを一緒に附けて出さなければならぬというお考えはあるかないか。給與は付けなくてもいい、これだけは通して貰いたいとして人事委員

員長はおつしやるか、或いは内閣の方にあなたの方からも要求され……参議院としましては本日決議案を以てこれに予算を出すことを要求しておるのであります。が、人事委員長としてのこの法案と給與との問題に対するお考え方をはつきりして頂きたい。

それから今のこの審議の問題に対しては私は公聴会を開く方がいいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 只今お尋ねを戴きましたが、これはお答えを申すまでもなく、この給與問題ということには非常に差迫つた問題だと思つております。本会議においてもそのように申上げました通り、この國家公務員法におきまして、政府職員の争議権、団体行動権を規正いたします以上は、一方においてこれに対して適切な保護を加へるということには、これは常識において認められておるばかりでなく、マツカーサー元帥の書簡の中にもこの二つのことが明確に記されておる次第であります。そこで臨時人事委員会といひましたは、一方にこの法案の改正案を用意いたしますと同時に、給與問題を始めまして、七月の終りから最近までこの問題に没頭をいたしておつた次第でございまして、御承知のように最近にやつと内閣総理大臣に勧告をする段階になつた次第であります。勿論本会議で申しましたように法理上といひましたは、人事委員会は財源その他を考究する責任も権限も持たなければならぬ、それで勧告書を出したから我々の役目が済んだ、こういう氣持は毛頭ないのであります。と、ともかく二百何十万という人達の極めて差迫つた生活の問題でございま

すから、結局この公務員法改正の裏打ちを與えるという意味におきまして、この給與法案に内閣は勿論、國會におかれましては、最大の考慮をお拂ひ下さいませう、今後の実力を付けることにおいては変りはない、こうお答え申上げたい次第であります。

○門屋盛一君 今原委員の要望に關連するのですが、私は原委員とは異つた解釈をしております。それは昨日運営委員会におきまして、亦こちらにも見えておつたようであります。政府の方から十六日まで上げて貰いたいという申入れは確かにあつたのであります。がその十六日までには上げなければならぬというこの説明を、秘密会でもいからやつて貰いたいということを運営委員会でも要求したにも拘わらず、ただ諸般の情勢という言葉以外には何物もない。そこで原委員のおつしやるように、形式的に言えば総理大臣にここに來て貰つて確固たるところを質すということになるのですが、第三国会開始以來の総理大臣の御答弁の状況なり、又ほかの閣僚の方の態度なりを見ましても、恐らくそれによつてこの委員会の運営をどう持つて行くというふうなことを確かめるというふうな御答弁なり、御説明なりはないと思ひます。そこで私は國會は國會、即ち参議院は参議院の立場において、政府の要望は十六日であらうと、二十日であらうと、そういうことには構はない、そも／＼運営委員会におきましてこの公務員法を主体としたところの

第三国会の会期を決めます折に、政府は十日間でやつて呉れという申入れがあつたのであります。が、そのときすでにこの重要法案は十日では審議し得ないという見解の下に、三週間の会期を議院自体が取つておるのであります。それでこれ以上政府に質す必要はない。参議院は参議院、この委員会は委員会として独自の立場で、最も國民の納得し得るような審議をして、而もこの会期中には纏まりを付けなければならぬ。こういう解釈で当委員会は進むのが本當ではないかという点が私の考え方一つであります。

それから淺井委員長に対して質しておきたいことは、このマツカーサー書簡を見ましても、この法案と絶対不可分のものに我々解釈しておりますところの給與の問題であります。この給與の問題は別個に出されることは御自由であります。が、この法案の審議期間中に如何なる給與をあてがひ、如何なるこの官公労の安定策を講じてこの法案を通過させるかというところは、我々良心的の審議をする上において大切なことなものであります。この今審議しかつておる法案を見ましても、又一昨日委員長の御答弁の中にもありましたように、人事委員会はこの給與水準を決めて内閣に提出するだけであつて、あとは責任がないというふうな御答弁のように伺つたのであります。が、予算を提出する責任はなくても、この法案と絶対不可分であるところの給與の問題に対して、これを一緒に附けて出さなければならぬというお考えはあるかないか。給與は付けなくてもいい、これだけは通して貰いたいとして人事委員

員長はおつしやるか、或いは内閣の方にあなたの方からも要求され……参議院としましては本日決議案を以てこれに予算を出すことを要求しておるのであります。が、人事委員長としてのこの法案と給與との問題に対するお考え方をはつきりして頂きたい。

それから今のこの審議の問題に対しては私は公聴会を開く方がいいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 只今お尋ねを戴きましたが、これはお答えを申すまでもなく、この給與問題ということには非常に差迫つた問題だと思つております。本会議においてもそのように申上げました通り、この國家公務員法におきまして、政府職員の争議権、団体行動権を規正いたします以上は、一方においてこれに対して適切な保護を加へるということには、これは常識において認められておるばかりでなく、マツカーサー元帥の書簡の中にもこの二つのことが明確に記されておる次第であります。そこで臨時人事委員会といひましたは、一方にこの法案の改正案を用意いたしますと同時に、給與問題を始めまして、七月の終りから最近までこの問題に没頭をいたしておつた次第でございまして、御承知のように最近にやつと内閣総理大臣に勧告をする段階になつた次第であります。勿論本会議で申しましたように法理上といひましたは、人事委員会は財源その他を考究する責任も権限も持たなければならぬ、それで勧告書を出したから我々の役目が済んだ、こういう氣持は毛頭ないのであります。と、ともかく二百何十万という人達の極めて差迫つた生活の問題でございま

すから、結局この公務員法改正の裏打ちを與えるという意味におきまして、この給與法案に内閣は勿論、國會におかれましては、最大の考慮をお拂ひ下さいませう、今後の実力を付けることにおいては変りはない、こうお答え申上げたい次第であります。

○門屋盛一君 了承いたしました。

○原虎一君 門屋委員から只今本委員会は参議院議員としての立場から審議すればいい。これは御意見の通りで、それならば事は簡単であります。ただ我々はこの法案に対する審議に慎重を期さなければならぬと同時に、できるだけ早く審議を進めて行きたい。それには法の技術的な問題は私共言わせないならば、それこそ総理が言うように相当に研究もされたものであります。併し問題は研究しておるから僅かの期間でいいということには、総理が考へておるようには行かぬものでない。鵜呑みにするならば一日でも済むかも知れません。審議を慎重にしたいという点から行きますと問題がある。政府はこれに關して如何なる考えを持つておるか、如何なる措置をなさらんとするかという問題が、我々議員として非常に重要な審議の前提條件であります。技術的な條文は新聞で見えておりますし、説明も聞いております。これは國際的に關連を持つ法案であればある程、我々は総理が言うがごとき審議の方法で、殊に今淺井人事委員長は、新給與の予算の問題については希望はするが、立場が違ふということ意見が述べられないような状態において、この問題の審議を進めろということとは、それこそ私共は納得できないのであります。政府の答弁者の陣容を整へると官房長官みずから説明しておるにも拘らず、ただ技術的な條文の審議しかできないような状態で、前提條件を我々が十分納得することのできない状態で

第三国会の会期を決めます折に、政府は十日間でやつて呉れという申入れがあつたのであります。が、そのときすでにこの重要法案は十日では審議し得ないという見解の下に、三週間の会期を議院自体が取つておるのであります。それでこれ以上政府に質す必要はない。参議院は参議院、この委員会は委員会として独自の立場で、最も國民の納得し得るような審議をして、而もこの会期中には纏まりを付けなければならぬ。こういう解釈で当委員会は進むのが本當ではないかという点が私の考え方一つであります。

それから淺井委員長に対して質しておきたいことは、このマツカーサー書簡を見ましても、この法案と絶対不可分のものに我々解釈しておりますところの給與の問題であります。この給與の問題は別個に出されることは御自由であります。が、この法案の審議期間中に如何なる給與をあてがひ、如何なるこの官公労の安定策を講じてこの法案を通過させるかというところは、我々良心的の審議をする上において大切なことなものであります。この今審議しかつておる法案を見ましても、又一昨日委員長の御答弁の中にもありましたように、人事委員会はこの給與水準を決めて内閣に提出するだけであつて、あとは責任がないというふうな御答弁のように伺つたのであります。が、予算を提出する責任はなくても、この法案と絶対不可分であるところの給與の問題に対して、これを一緒に附けて出さなければならぬというお考えはあるかないか。給與は付けなくてもいい、これだけは通して貰いたいとして人事委員

員長はおつしやるか、或いは内閣の方にあなたの方からも要求され……参議院としましては本日決議案を以てこれに予算を出すことを要求しておるのであります。が、人事委員長としてのこの法案と給與との問題に対するお考え方をはつきりして頂きたい。

それから今のこの審議の問題に対しては私は公聴会を開く方がいいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 今度はお手から攻められたような恰好でございませうけれども、私達といたしましては、どうぞ國會においても國家公務員法の改正のみならず、人事委員会の發表しておる新しい給與について最大の御考

進めるといふようなことは、我々は納得できない。

今一つの問題は、昨日委員会において意見の交換がありました公聴会の問題も門屋委員の言われる通り、我々は議員の権限において決すべきではないのでございませうけれども、それでは我々は十分に意見を盡して問題を処理したいということにはならない。政府の意向を聞いた上で、公聴会を開くか開かないかというのを決めたいと昨日から相談しておるわけでありまして、この問題に対して委員長は公聴会を開く問題というものを開かないでもいい、この委員会が決してよろしい。こういう委員長の御所見ならば、われわれはこの問題を即座に取上げて御審議願いたいと思うのであります。

○委員長(中井光次君) 原委員にお答えしますが、只今総理の出席を求めています。第二の公聴会の問題につきましては、委員会として独自の立場において公聴会をやることは差支ないと思存しますが、昨日の委員会において政府より重大なる申入れがございまして、その点についての理由、その他について明快なる御答弁がないのであります。公聴会を開くことには大体皆さん御賛成であるのであります。本日最後にこれを決定したいと存じております。その間、審議の御進行を願いたい。かような意味で会議の進行をいたしておりますから御諒承願います。

○羽仁五郎君 今原委員、門屋委員から述べられましたことと一致してることなんでしょうが、私は実は甚だ失礼なことでありまして、浅井さんは久しい間、殊に戦争前、戦争中にかけて学者

として非常に尊敬しておつたのであります。お目にかかるのはこの委員会です。多分の期待をしておつたんですが、殊に國家公務員法の改正というふうな重大問題、又人事委員会の責任というふうな重大問題を負担されるのに十分の識見を持つておられる方であるというふうな固く信じておつたのであります。先日第三国会開会以来の印象では、端的に言つて、この人事委員会、或いは國家公務員法改正というふうな重大問題を負担せられる上に、どうかやはり学問的な良心に立返つて頂きたいというふうにお願ひをする次第であります。これは言うまでもなく、技術的な問題ではないのです。結局日本の國家公務員が、國家公務員としての任務を民主的に、能率的に喜んで果すことになるか、それともそれができないかという実に重要なところにかかつておるのであります。ですからどうか、あなたの御答弁がさうだということわけではありませうけれども、併し單にいわゆる八月十五日以前の議會答弁のやうなことをなさらないで、眞實この人事委員会が、或いはこの國家公務員法の改正というものが、果してあなた自身の良心からお考えになつて、日本の國家公務員が實際喜んで國家の公共の利益のためにその身を捧げるということができる方向に向つていかうないかというところは、これは實際我々が、殊に本日市ヶ谷において公判の判決が下される日に深く反省して頂きたいことだと思つておられます。我々は決してああいうことを繰返してはならない。日本の官僚主義が繰返したやうな過ちを今日も繰返さうとする人は、今日下される國際法廷の判決を無駄にする人でありまして、我々が國會に今立つておりますゆえんのもの、全くそういう過ちを繰返したくないと思つておることなんです。どうかその点において、單に字句の上の問題ではないのですから、はつきりとした識見を吐露され、又主張を主張して頂きたいと思つておられます。これは、本日の本會議において多数を以て可決されたのであります。この國家公務員法の改正の問題と、これは事實でできないんです。國家公務員自身にしても一方において重大な制限を加えられ、他方においてその生活の安定について安心ができないということでは、到底この所期の目的を全うすることはできないと思つておられます。それでさういふ点については、浅井さんがいわゆる官僚であるならば別ですが、併しさうではないというふうには私は承知をしておりますので、仮りにこの國家公務員法の改正をやつても、生活の安定ができない場合には、どうしてもこれが隠やかに行かざるを得ないのです。隠やかに行かざるを得ない、今の吉田総理のお考え方なんかから推測すると、これを警察力を以て解決しようとするやうにされるのじやないかということ、私は非常に心配する。さうすると、現實を無視した法律を出して、その法律が行われぬからといって警察力を使つて行けば、結局行く道は一つしかないのです。つまり、日本はもう一遍警察國家になるということなんです。だから、どうしてもこの國家公務員法の改正というものは、現實の基礎の上に立つていなければならぬ。決して一片の法律を以て政治を行ひ得るとい

うやうやな考え方を我々は続けていてはならないのであります。その法律が喜んで実行されるやうな、そういう現實の基礎の上に立つていなければならぬのです。その意味で、恐らくは人事委員長としては政府の申入れがあつたにも拘らず、新しい研究に基く新給與の基準、新しい研究に基く新給與になつたんだらうと思つておられる点については、私は非常に敬意を表するのです。併しそれは單に勇敢にこれを発表しただけではやはり済まないと思ひます。我々國會としても、それだけで済まないと思ひます。單に発表し、政府はそれを取入れなかつたということではならない。政府に向つても、國家公務員法を改正するということとはどういふことなんだ、ストライキ権或いは團體交渉権というものを法律を以て制限するといふことはできないので、現實にさういふことをしないで國家公務員が國家の公共の利益のために身を捧げるということができるようにしなければならぬことだと思つておられます。さういふ意味で、どうかさつきからの御答への場合にも、我々としては眞實の御意見を伺いたいと思つておられることとが、大変その点は遺憾に思つておられます。日本がこの國家公務員法改正を行なつて、これが或いはすでに英連邦を代表してパトリック・シヨウ氏が述べられておられるやうな見解を全く無視してやつて行くやうな場合には、その影響がどうあるかといふやうな國際的な点も、我々國會としては十分考へなければならぬ。或いは、延いてはこの國家公務員法の改正といふことは、講和會議に対して惡影響を及ぼさないといふ限らないのです。端的に申せば、若

しこの國家公務員法の改正の惡影響が(議事進行についてと呼ぶ者あり)低賃金といふやうなことに端的に現われるならば、やはり極東市場に重大な關心を持つ諸國は、講和會議に対して躊躇せざるを得ないだらうと思つておられます。この國家公務員法の改正といふことを輕々しく我々が通すならば、國民に対しては守ることのでない法律を強い、國際世界に対しては日本の將來に対しての不安を與える。こういう重大な点を含んでおるので、我々が本委員会において審議を続けて行くときにも、單にこの法律を出せばストライキをやらなくなるのだといふやうな、さういふ簡單な考え方でなくやつて頂きたい。特に、この國家公務員法というものが人事委員会に任せられ、人事委員会が非常に強大な權力を持つて行く、これが再び官僚主義の温床になるやうなことがあつてはならないといふことを人事委員長に向つてお願いすると同時に、さつき門屋委員、或いは原委員から述べられましたやうな意味で、是非さういふ法案を、或いは國內に向つて、或いは國際に向つて、十分納得をして審議を進めて頂くという意味で、さつき委員長からおつしやられましたやうに、是非本日において公聴会の件を決定して頂きたいと考えます。

○田村文吉君 段々皆様の御意見を靜かに伺つておつたのであります。私はこの議事進行上についてお伺ひしたいのであります。それは、公聴会をお開きになるとすれば相當の日時を要する。それから、政府からは十六日までこの法案を上げて欲しいと、こ

て議事の運営を円滑にやりたいということをお願いしておることを御了解を願いたいと思います。給與の問題を必ずしもこの法案とくつ着けてやらなければならぬということはありませんが、田村委員の言われますように、給與の問題と法案は形式的には別であります。同時に私は本法案が、これは浅井人事委員長にもお聴きしたいのでありまするが、現在出ております政令に

よつて、法律の國會通過が十日遅れることによつて、如何なる人事委員は支障を來すのであるか。現実は今日二百数十萬の官公吏は、罷業もできなければ團體交渉もすべて、爭議行爲の一切を禁止されております。それで休憩時間にもした者も、上司の許可を得てでなければ、服務規律によつて処罰されております。こういう状態において、何故に十日間くらしい、或いは十五日間くらしい審議が延びることが、人事委員において如何なる支障が起るののであるか。現在において給與の問題と法律とを切り離すと、労働者はこの法律の改正のために出ました政令のためだけに、官公廳労働者は、今申上げましたような基本的人權を停止されているような状態であります。従つて私は法律の審議の時間を延すということが國家にとつて、どれだけ支障があるかということを御伺いしたい。労働者の方は、淺井委員長が六千三百圓の給與の妥当性を発表されても、政府はそれから一千圓以上を下すところの額の支給すら、即時にやるということができないような状態である。これは何を意味するか、法律の成立は必要でありましたよう。併し先程羽仁委員からも言われましたように、法によつてのみ問題を

処理しようとするところに、いわゆる
いろ／＼な好ましからざる問題が起り
易いのであります。問題は、法が通過
すればそれでいいんだという態度が、
我々は、國家のために憂うというこ
とを申上げておるのであります。技術
的にこの法文は、私は司令部のフー
バー課長からも御説明を承つておりま
すし、又人事委員からも承つておりま
す。自分らのできるだけの範囲におい
ては研究もいたしております。條文の
問題ではないのであります。そういう
点から考えまして、私はむしろ法案成
立より給與の問題の方を急ぐのであり
ます。法律の効力は、政令により労働
者は、抑えつけられておるんでありま
す。給與の問題について、私は後述し
ていいという御意見は何として納
得できない。何も法案を審議するため
に、給與の問題と法案と関連があるか
らそれ／＼絡まして、困難なる予算問題
を無理やりどうこうしようとする私
は意思ではなくして、現実法を急が
なくても、……急がなければならん理
由がどこにあるか。十五日間、或いは
十日間の審議を延期することが、どれ
だけ國家に支障を來たすかと思う。こ
こに私は解せない問題がある。そして
労働者の給與の問題はいつでも後でや
ればよい、いつ予算を出されるか分ら
んような状態で審議しようということ
は、私はたび／＼申しますけれども、
そういう審議の仕方はこれが、直ちに
國內に期待しておるところの一千万人
の官吏諸君は勿論、國際的に及ぼす
影響を考えれば、そう簡単に田村
委員が言うように、法と予算は別だ
というふうには考えられないということ
を申上げまして、審議を妨げるもので

はないのであります。併しながら政府
委員が何故おいでにならないか。昨日
から今日にかけてなぜ総理が出ておい
でにならないのかということや言うと同
時に、先程申しますように、何か審議
の重要なポイントに触れる審議を避
けんとするがごとき態度は、我々はこ
の法を審議するために、法の審議の権
威のためにそういうことは望ましくな
いのである。これだけ申上げまして委
員長の然るべき委員会の進行を願いた
いと思ひます。

○田村文吉君 只今私の申上げまし
た、本案と給與の問題は連関性を持た
してすべきものでないということとは原
委員も大体御承認頂いたようでありま
すが、ただ私が何か給與の問題を、こ
ういふふうの発言で私がしているかの
ようなお言葉があつたのであります
が、それは私は全然違ひますから、そ
の点は議事進行上において、この問題
は給與の問題と絡めて行く性質のもの
でないということをはつきり申上げた
わけでありまして、或いは給與の問題
が緊急であるならば、これは緊急に別
に早く決める必要があらぬかも知れま
せん。又その順序が整わないために遅
れる場合もあるかも知れない。さよう
なことは、私はあとにすることが順序
だという意味でありせんことをはつき
きりと原委員に御諒解願つて置くこと
が、議事進行上都合がいいと考えます
ので、申上げて置きます。

○羽仁五郎君 これはすでに論じ盡さ
れておる事柄でして、又本会議におい
てもこのことは論じ盡されたことなん
ですが、つまりこの七月末の最高司令
官の書簡の中にそういうことははつき

り言われておるのであつて、公務員の
権限というものの問題と、それから公務
員の生活の安定ということとは切離す
ことができないというところは、もうす
でに皆さんの御了解済みのことであり
ます。そうして今我々が公務員の基本
的権利を制限するところの法案を審議
する前に、同時にそれが公務員の生活
の幸福にどういふことを保障する点にお
いて、遺憾ながら殆んど現われてい
ないのです。まあその中の多少こ
れを現すかと考えられる点が只今の給
與の予算の点にあるので、それで本院
において、先程その決議が通過した
のだと思ふのですが、本委員会におい
ても、本院の決議の趣旨を十分尊重せ
られて、且又その二つが不可分の
関係にあるので、今原委員が述べ
られました通り、この國家公務員法の
論議もすでに久しいのですが、併し公
務員の給與の問題も実に久しいので
す。これは七月末打ち切られたまにな
つておることは、皆様の御承知の通り
であります。で、これは可なり國際的
にも問題になつておること、政令は
出されておる。併しながらその当時係
争中であつた給與の問題は、それきり
打ち切られて全然考慮が拂われていな
い。これは非常に残酷なやり方だとい
うことは、國際輿論にも現われており
ますので、やはりこれは本日の決議に
もあつたように、並行して審議される
ことが我々の責任ではないかと考えま
す。

○大山安君 この賃金ベースと國家公
務員法と並行して提出されたいいの
ではないかという御意見があまりにな
るわけですが、私は本日は決議案にも

白票を入れました。白票は入れました
が、私個人の見解といたしましては、
何も國家公務員法案と賃金ベースを並
行して提出すべきであるというふうな
考えはどうしても考えつかないのであ
ります。というのは今日インフレが昂
進するということは、これは私一人で
はないのであります。この場合何か新
らしい政策を策見して賃金ベースを余
り昇騰させないという方法を講じなけ
ればならないものであるというふうな
考えを持たれるのであります。その点
を考えます場合に、賃金ベースは果し
て國民大衆労働階級を將來におき、又
現在としまして、保護できるかどうか
か、これは全く私としては予想がつか
ないのであります。私の考えをいたし
ましては、これに対しては、むしろ物
價を安定させることに政策をとつたな
らば、賃金を上げるより却つて安定が
見られるではないかというふうな考え
を抱かせるのであります。その
ためには、今日國家公務員法案を提出
されるについて、それに並行して賃金
問題を提案しろということとは、どうし
ても私の意見としては納得できないわ
けであります。故にここは政府に對し
て感情的でなく、じつくりと賃金ベ
ース問題については本法案、つまり國
家公務員法案と切り離してやられるこ
とが望むところであるのであります。

これは諸君も感情ということでない限
りにはこれは私の意見に賛成が得る
ものと私は思ひます。でありますか
ら、並行して出せということ余り主
張することとは、果して國民を安定させ
るかせないかというのをよく考え
て主張して頂きたいと、こういうふう
な考えを持っています。それからこれ

は人事委員長にお尋ねしますが、公聽
會の問題に関連するのであります。今
日までこれを起草する場合に、どの程
度に民間の意見を採入れて起草され
たかということですね。それに起草す
る場合の経過を全面的にここで明らか
にお知らせして頂きたい。そうしま
すれば、本会に對しまして幾らか審議上
便宜な点もあるかと思ひます。それ
を明らかに報告して頂きたいと思ひま
す。或いは公聽會を開かずにでき得る
というふうな程度に、慎重に民間の意
見を採り入れて起草されたと思ひま
す。無意味に公聽會を開く必要もない
と思ふのですが、それをよく申し述べ
て頂きたい。

○政府委員(淺井清君) 完全なお答え
になりますかどうかは甚だ疑わしいお
尋ねでございますが、マツカーサー
元帥の書簡の最後にも、重ねて助言に
應ずる用意があるというふうな意味が
書かれてございまして、この点に
關しましては、先方の助言を求めた事
実はございまして、又これを起草しま
すにつぎましては、外國の制度、或
いは外國の構想というふうなものも参考
にいたした事実もございまして。又國內
における各方面の人の考え方、或いは
新聞の論調に至るまでもいろいろと考
慮した事実はございまして。これだけ申
上げて置きます。

○門屋盛一君 討論の時期でないと思
いますから、最前から大分遠慮してお
つたのであります。只今の大山委員
や、それから田村委員のお話に引代
えて、私の先程申上げましたことが徹底
していなかつたように思ひますから、
重ねて申上げてみたいと思ひます。こ
の十六日までという申入れは、政府の

申入れでありまして、先程から原委員の言われますように、これはどうして十六日までには上げなければならぬという納得できる理由があれば、運営委員会でもこれを取上げて審議することになったのでありますが、ただおいでにやつて呉れぬか、秘密会にしろても言われぬか、秘密会にしろても以上のことと言われぬかというふうなお話があつて、ただ納得が行かないので、運営委員会としてはこれを聞き置くという程度に止めおいたそのまゝになつてゐるのであります。それで私達はその運営委員会の方に申入れに來られましたところの林副総理と運輸大臣とに、先程大山委員が感情に走るなと言われましたが、感情問題を抜きにして、我々はこの重要法案は十六日までには上に、十六日でも十五日でも、十四日でもよいから、急ぐという事情があるならば揃えるだけのものを揃えて出して貰いたい。揃うものが揃つておれば、今までも一晩で上げた例もあるそうでございますから、上げられないけれども、これは田村委員のお考えと大山委員のお考えと非常な違ひの問題は別々である、関連しないというお考え、これは全然違つてゐると思ひます。これはマツカーサー書簡の上でも給與のことを切り離してはいかんと、いふように解釈できるように書いてありますのみならず、もうすでに七月以來いろいろの苦勞を官公労はやつておる。そうして曾て與えてあつたところの權利を沢山抑えておる。これはこの法律を施行する技術の上から行きまし

ても、この公務員法を出して國家の公務員に安心して能力の出る仕事をし行つて貰いたいという目的で出す法律が、整うだけのものを整えずに出したために思ひも寄らぬ騒動が起つたらどうする。吉田総理大臣はこの法律を早く出して或る事を未然に防ごうとお考えになつておるかも知れないけれども、給與の問題を別としてこの法律を出した場合には、吉田総理のお考えになつておるより反対の方向に發展する虞れが十分にある。これは昨日運営委員会と言つたことを今ここで繰返しておる。こういう意味で我々はこの問題に対しては超黨派的に考へておる。給與の問題も必ずしも人事委員会内閣の方に御提出になつた六千三百円をそのまま認めるとか認めぬとかいふ問題ではない。今私が大蔵大臣になつても今日や明日に予算を出せと言つても出せません。予算の組みにくいことは十分承知しておるから、本當の予算が組めないならば組めないだけに暫定的にでも官公労の生活の安定のつくといふ見返りをつけて、そうしてこの法案を出せばよかつた。併し同時に言つておつても、もう法案の方は出しておる。同時に言つておつても、暫定的な処置はいつどういふ方法で出せるかという責任ある弁明があればそれでもよろしい、これはどうか、というふうな、非常に打ちくだけた話をしたのでありますが、それに対してすら政府の方では何らのお答えがない。残念ながら自分達はこれに對してお答えするだけの自由を許されておらん、であるから今日このお使いに來ることはいやであつたけれども、仕方なしに來たというのが國務大臣のお答えなんだ。

そういう國務大臣や總理大臣を今こへ出席を求めるとはいいいです。いいですけれども、その人の御意見を聞いてこの審議の方法を決めて行こうということは、この重大法案の審議上には必要はない。議會は議會の独自の審議の方法を計画的に決めて行けばいいといふことを前申上げた。決して私は十六日までには上げないという前提でもな。十六日の政府の申入れは、議會を構成しておるところの運営委員会において、これを閣議の程度に止めておる。運営委員会は政府の申入れが納得が行けばこれに對しての審議をするのですけれども、納得が行かないから審議しないのでありますから、十六日までという申入れはあつたと解釈するだけであつて、これに對して私はこれ以上深くこだわる必要はないと思つてあります。

それから給與の問題は、今申上げました通り、公聽会をやるといふことは、この法文の逐條の審議の意味でやろうという意味じゃない。こういう政府の出し方、又こういう重大な法案に對する國際的問題とか、それから及ぼすところの官公労だけじゃない、一般労働者、一般國民……、官公労が間違つて騒動でも起せば、その被害を蒙るのは一般國民である。この意味において條文の逐條審議とかいふ意味じゃない、國民一般がどういふふうな考慮しておるかといふことを公聽会において聽く必要がある。それと政府の扱つておる、輕卒に扱つておるといふふうな考へる、輕卒に扱つておるといふ事實は、今日でも、昨日でもこれにまともな答弁のできる關係なり政府委員が

お見えになつておらん。それから今一生懸命御答弁願つておるところの人事委員會の委員長は……、人事院というものは成程獨立の機關でありまして、うが、もう少し内閣と……、やはり最後は政府機關に相違ないから、連帶責任をお取りになる。責任を取つて辞めるといふ意味ではないが、公務員法を通して、本當に公務員を安定させて能率を挙げさせるといふ意味があるならば、もう少し何と云ふか、これは委員會ですら、別にそれで政府委員を懲罰するといふことはできないので……、もう少し親切な御答弁が願いたいと思ひます。どうぞ誤解のないようにお願ひいたします。決して私は何も彼でも給與が一緒でなければならぬ、同時に下さなければならぬと言ふのではないが、この場合はマツカーサーの書翰の趣旨から申しまして、又現實の問題としても、公務員の安定策を講ぜずしてこの法案を決定して出すことは、國民を代表する國會として取るべき途ではないと思ひます。

○平野善治郎君 この公務員法案の重大なことは、もう臨時國會、この第三國會が開かれた趣旨が、この法案を審議するために開かれたと言つても過言でないくらい重大な問題であります。従つて我々委員としては各方面から慎重にこれは検討を加える必要があることはもう當然である。いろいろの御意見もありまして、従つてこれに對してあらゆる我々としては角度から検討を加へる。一つのものとして公聽会も開いて、廣く國民の輿論を聞いて、そうして過ちのないようにしたいといふのが私の意見であります。ところが昨日から只今までいろいろの人から話があり

ました通り、政府から十六日までには上げて欲しいという希望があつた。併しもう分つておる通り、その理由について何ら説明がない。今日又運営委員会においてこれが流行されましたが、政府からはその後も昨日の通りのことであつて、今日は政府委員すらも見えない。そういうような政府がこの法案をどう考へておるか……、我々は常軌的にも政府のこの法案に對するところの態度を疑ふものであります。決して我々は事を構えて政府を困らすとか、この審議の期間を延ばすとかいふような意思は毛頭ない。この國會をこの法案のために開いて置きながら何ら我々が質問いたしましても答弁もしない。或いは又早めて貰いたいという希望を出しながらその理由を説明しない。これくらい納得のいかないところの國會といふものは私は想像がでないものであります。従つて今日いろいろの閣議、或いはその他の用件がありまして、總理が出席できないならば、或いは副總理、或いは又労働大臣等、この法案に最も關係の深い政府の代表者が出来て、各委員にその理由を十分に説明をして、虚心坦懷に審議を円滑にするのが當然だと思つてあります。昨日から今日までこの二日の状態を見ますといふと、殆んど無誠意極まるどころの政府の態度であります。そうして置きながら十六日までには審議をやれと、こういうことは不可解なことでありまして、私はこの際にも一度委員長から政府に反省を求められまして、それで政府が依然たる態度であるならば、我々委員會といたしましては委員會独自の見解で推し進めて行つた方がよろしいのではないかと、こ

昭和二十三年十一月十八日印刷

昭和二十三年十一月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局